

平成23・24年度競争参加資格審査申請書記載要領 (建設工事の場合)

名古屋植物防疫所

建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建設業者で、次の発注機関において行う競争契約に参加する資格を得ようとする者は、この要領によって競争参加資格審査申請書及び添付書類を提出してください。

この申請による有資格者の資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成25年3月31日までとなります。なお、随時に申請された場合の資格の付与は、申請書を受理した月の翌月中旬に資格確認通知書を送付します。

また、建設業法に定める経営事項審査を受けないで置工事(置の取替え等をいう。)を行う者は、「役務等契約」として申請することとなっておりますので、御注意ください。

発注機関

・名古屋植物防疫所

1 提出書類(提出部数各1部)

書類は、建設業法に基づく許可又は審査の際に提出した書類に準じて作成し、以下の番号順に整理の上、提出してください。(ファイル等で綴じないこと。)

- (1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)
- (2) 営業所一覧表
- (3) 総合評定値通知書の写し(競争参加資格申請の直前に通知を受けたもの)
- (4) 納税証明書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3。以下同じ。)の写し
- (5) 共同企業体協定書の写し(共同企業体として申請する場合)
- (6) 共同企業体等調書(共同企業体又は総合数値の算定方法等に関する特例の適用を受けようとする事業協同組合として申請する場合)
- (7) 申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後5年未満の場合には当該事実を証明する書類
- (8) グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
- (9) 行政書士等の代理申請による場合には委任状
- (10) 総合数値の算定方法等に関する特例の適用を受けようとする事業協同組合の場合
 - ア 関係組合員の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名
 - イ 役員名簿
 - ウ 事業協同組合員名簿
- (11) 前回(21・22年度)の資格確認通知書の写し(平成21・22年度における有資格者のみ)

(注)

写しは、ほぼ原寸大であり、かつ鮮明なもの(印影部分を含む。)としてください。

郵送により提出される場合は、紛失防止のため、書留又は簡易書留により、送付してください。

対象者の平均年数(1年未満切捨て)を記載する。

ク 「20 総職員数」欄には、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者(建設業以外の事業に従事する者を含む。)に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のもの数を加えた数を記載する。

ケ 「21 完成工事高」の各欄については、次により記載する。

「年間平均完成工事高」欄には「競争参加資格希望工種区分」の競争参加資格希望工種ごとに完成工事高(消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。)を記載するほか、これら以外の完成工事高を「競争参加資格希望工種区分」欄のその他に一括して計上する。

なお、個人企業から会社組織に移行した場合、又は他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、又は吸収前の企業体等の実績(ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。)を含めた完成工事高を記載する。

また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の完成工事高合計金額をそれぞれ記載する。

(注)「年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における「年平均」と同じである。

(6) 添付書類の作成方法は次のとおりです。

ア 営業所一覧表(別紙第6号様式)

この様式については、末尾にある記載要領に従って記載することとし、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

イ 総合評定値通知書の写し

次に掲げる事項のすべてを満たすものとする。

競争参加資格審査の申請をする日の直前に通知を受けたもの。

共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書の写し、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書の写し

ウ 共同企業体協定書の写し

建設事業を共同連帯して営むことを目的として定めた構成員の協定書の写し

エ 共同企業体等調書(別紙第7号様式)

共同企業体及び官公需的確組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する申請者が提出するものであり、共同企業体の場合及び官公需適格組合にあっては組合のほか審査対象者が4事業者までの場合(以下「A者の場合」という。)には、共同企業体等調書(その1)及び共同企業体等調書(その3)を作成し、これを越える事業者からなる場合は(以下「B者の場合」という。)には、共同企業体調書(その1)、共同企業体等調書(その2)、共同体等調書(その3)及び共同企業体調書(その4)を作成する。

各欄については、次により記載する。

(ア)「技術職員数」欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、共同企業体にあつては構成員ごとに、官公需適格組合にあつては組合及び審査対象者ごとに、1級、講習受講、基幹、2級及びその他の「 」から「 」の各欄にそれぞれ転記し、その合計値を「計」欄に記載する。

(イ)「自己資本額及び利益額」欄には、総合評定値通知書の「自己資本額」欄に記載されている金額を上段、「利益額」欄に記載されている数値を下段にそれぞれ上記(ア)の区分により転記する。

また、「 or計」欄及び「計」欄についても上記(ア)の方法により記載する。

(ウ)「経営状況」欄には、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点(Y)」欄に記載されている点数を上記の(ア)の区分により転記する。

(エ)「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書の「その他の評価項目(社会性等)」欄の「評点(W)」欄に記載されている点数を上記(ア)の区分により転記する。

(オ)「元請完成工事高」欄には、総合評定値通知書の「元請完成工事高」欄に記載されている建設工事の種類別の元請完成工事高を上記の(ア)の区分により転記する。

また、「 or計」欄及び「計」欄についても上記(ア)の方法により記載する。

オ 納税証明書の写し

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書の写しをいう。

(ア) 様式

次の様式のうち、いずれか1枚(写し)を提出することとする。

様 式	証 明 の 内 容	個 人	法 人
国税通則法施行規則別紙 第9号書式その3の2	「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		
国税通則法施行規則別紙 第9号書式その3の3	「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		
国税通則法施行規則別紙 第9号書式その3	未納の税額(申告所得税(個人の場合)、法人税(法人の場合)、消費税及び地方消費税)のないことの証明書		

(イ) 納税証明書の対象

個人の場合・・・申告所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税

* できるかぎり「 」の付いた証明書を提出すること。

* 「 」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる(不足する)

場合には、受け付けることができない。

カ 委任状

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出する(正本を提出すること。)。

キ 外国事業者が申請する場合の提出書類等の作成方法

(ア) 申請書の「08 本社(店)住所」欄については、本社(店)の所在する国名及び所在地名を記載する。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。

(イ) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。
(ウ) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

(7) この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の工事種類に限られます。

3 申請した事項の変更の届出

申請書提出後において、次の(1)から(5)までに掲げる事項について変更があった場合には、速やかに競争契約参加資格審査申請書変更届(建設工事、測量等)に必要事項を記載の上、次の添付資料を添えて申請書を提出した場所へ届け出てください。

- (1) 本社(店)住所
- (2) 商号又は名称、電話番号、FAX番号若しくはメールアドレス
- (3) 法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名
- (4) 許可・登録等の状況
- (5) 営業所の名称、所在地、電話番号又はFAX番号(営業所の新設及び廃止を含む。)

< 添付資料 >

資格確認通知書の写し及び下記に記載するものを添付してください。

法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合

登記簿謄本(又は抄本)の写し

個人の住所及び氏名に係る変更の場合

住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本(又は抄本)の写し

許可・登録の状況に係る変更の場合(資格を取得・喪失した業種がある場合、廃業の場合)

許可・登録の証明書の写し